

富良野市障害者活躍推進計画

機関名	富良野市
任命権者	富良野市長
計画期間	令和2年4月1日 から 令和7年3月31日
富良野市における障害者雇用に関する課題	富良野市においては、これまで障害者任免状況通報における法定雇用率の達成をしてきたが、職員の退職等に伴い令和2年度以降に法定雇用率を下回ることが想定される。今後、計画期間である令和7年度までの間に計画的な職員採用を行い、法定雇用率を達成するよう努める。
目標	
① 採用に関する目標	法定雇用率の達成・維持を目標とし、さらなる雇用を推進する (参考) 令和元年6月1日時点の実雇用率 2.65%
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない (評価方法) 毎年度の任免状況通報のタイミング前年度採用者と当該年度継続任用の会計年度任用職員の状況等を把握・評価する
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として、人事担当部署である総務課長を選任する ○障害者の雇用者数が一定数を越えた場合の障害者職業生活相談員の選任義務に関わらず、人的サポート体制の確保・充実に努める
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○定期的実施する人事評価の面談等において、障がいを起因として従来の業務遂行が困難となった等の実態が判明した際は、負担なく遂行できる職務の選定について検討を行う ○障害者と業務の適切なマッチングができているか定期的な点検を行い、必要に応じて検討を行う
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○基礎的環境整備として、障害者の実情に配慮した環境となっているかを定期的に確認し、不足する場合には対応策を検討する ○対応策を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する ○職員の募集・採用にあたって以下の取扱いを行わない <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する ・ 介助者なしで業務遂行可能といった条件を設定する ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する ・ 特定の就労支援機関からのみ受け入れを実施する

4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する
--------	---